



きたかた

しゃ きょう

社協ガイドブック



喜多方市社会福祉協議会シンボルマーク

地域の和(外円)の中に Volunteer(ボランティア)と Utopia(ユートピア)を配し、ほのぼのと語りあっている人物の様子を表現しています。下の流れは居心地の良さと、人々の穏やかな心の様子を表し、ふれあいによる幸福な地域づくりの願いが込められています。

社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは…

社会福祉協議会は、通称「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。昭和26年（1951年）に制定された「社会福祉事業法」（現在の「社会福祉法」）に基づき、民間の社会福祉活動を推進することを目的として、全国の各都道府県や各市町村に1つずつ設置が認められている社会福祉法人です。

喜多方市社会福祉協議会は、昭和30年1月19日に設立し、昭和42年3月24日には社会福祉法人化を取得、そして、平成18年1月4日の市町村合併に伴い喜多方市・熱塩加納村・塩川町・山都町・高郷村のそれぞれの社会福祉協議会が合併し、現在に至っています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉社会の実現に向け、行政、民生児童委員、他の社会福祉法人、福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関とともに、様々な地域福祉活動を展開しています。

① 法律に位置付けられた行政とは違う公共の「民間団体」です

▶ 民間組織の強みを持ち、柔軟な活動を展開します！

② 専門性と公益性を持ち、利益を求めません

▶ 社協はみんなのための福祉の団体です！

③ 全国全ての市町村に設置されています

▶ 最も身近なところで、地域の特性を生かした独自の事業に取り組んでいます！

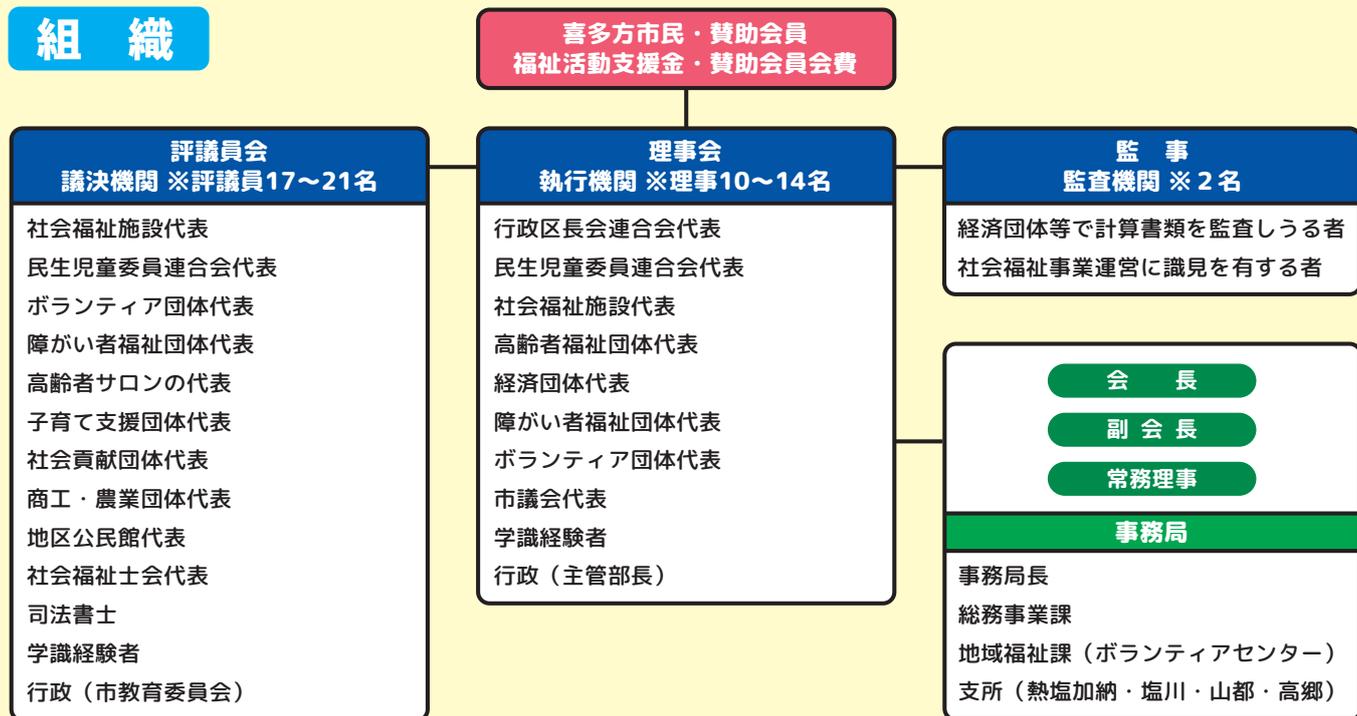


財 源

社協は、みなさんからの寄付金や、行政区を通じてご協力いただいている福祉活動支援金、賛助会員会費、介護保険事業収入等の自主財源に加え、行政からの補助金・委託金、共同募金配分金等の財源をもとに活動を展開しています。

運営については、行政区長会連合会、民生児童委員連合会、各福祉団体の代表者等のみなさんに参画していただき、多数の方々のご支援により運営されています。

組 織



福祉の応援団「賛助会員」としてご協力をお願いします

社協が実施する様々な活動に賛同し、各種福祉事業の支援につなげるのが「賛助会員会費」です。現在では300を超える個人や企業・店舗等にご協力をいただいています。福祉の応援団として、地域福祉向上のため賛助会員へのご加入をお願いします。

◆ 個人会員

一口 1,000円

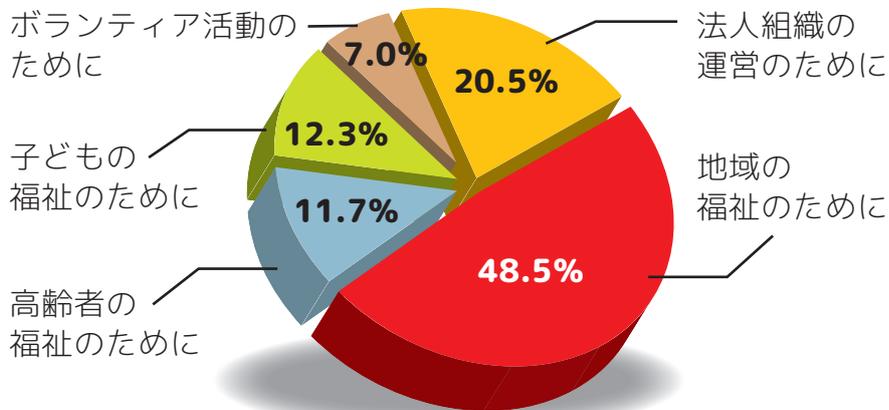
◆ 企業等会員

一口 10,000円



世代間交流事業(東四ッ谷行政区)

ご協力いただいた賛助会員会費はこのように使われています。



※賛助会員は、本所・各支所の窓口でいつでも受付を行っており、1口から複数口での申込みが可能です。

じぶんの町をよくするしくみ ~赤い羽根共同募金~



行政区や個人・事業所のみなさんのご協力により実施している「赤い羽根共同募金」は、喜多方市共同募金委員会の事務局として社協が担っています。毎年10月から12月の3か月間に渡って様々な形で募金運動を展開しており、12月は「地域歳末たすけあい募金」として併せて行っています。寄せられた募金は福島県共同募金会を通じて、喜多方市の地域福祉活動に役立てられています。



ボランティアによる街頭募金

喜 多方市地域福祉活動計画

喜多方市とともに地域福祉活動の推進に向けた計画を策定しています。

基本理念 みんなで支え 未来の地域を築く 安心・快適なまち きたかた

基本目標 1 地域をつなぐ **きずな** (絆) づくり

地域福祉への意識の醸成 / 地域のつながりづくり / ボランティア活動の推進

基本目標 2 地域を支える **たいりよく** (体力) づくり

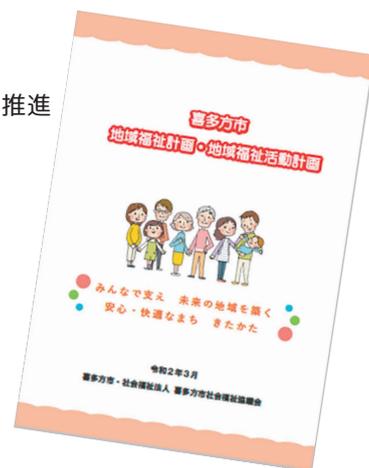
地域力の向上 / 健康への意識向上 / 誰もが輝く生きがいづくり

基本目標 3 安全・安心に暮らせる **かんきょう** (環境) づくり

安心して生活できる環境の整備 / 地域で取り組む防犯・防災 / 情報の発信と発信方法の充実

基本目標 4 一人ひとりを守る **たいせい** (体制) づくり

多機関協働包括的支援体制の構築 / 総合相談体制の強化 / 一人ひとりに寄り添う支援の充実 / 福祉ニーズへの対応と権利擁護



地域でみんなが支え合う福祉活動を応援します

地域の中には、お年寄りや障がい者、子育て中のお母さんなど、何らかの手助けを必要としている方々が生活しています。そのような方々が、住み慣れたところで安心して暮らせるために、地域全体で支え合う福祉活動が求められています。社協では「人と人」、「人と地域」をつなげるような活動を展開し、みんなが支え合う地域づくりを目指します。

住 民主体の地域づくりのために

ふれあい社会福祉講座

保健医療・生活環境等の分野別に講座を開催し、社会福祉に対する関心と意識の向上を図ります。



喜多方市社会福祉大会

住民が主体となって地域づくりに参画することで、より一層地域の連帯感を深める契機とすること、また、多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった方々を顕彰し、感謝の意を表すために開催します。

ふれあいきたかた社協まつり

気軽に参加できる「まつり」を通じて、地域における様々な福祉活動や社協の活動内容の周知、共同募金運動への理解促進を図ることを目的に開催します。

ふれあいいいききサロン

高齢者が閉じこもることなく、地域とのふれあいの中で、生きがいを持って生活を送ることができするための「居場所」づくりを行います。



高齢者外出支援事業

外出機会の少ない一人暮らし高齢者の方々が集まり、昼食会やバス遠足を実施し、交流を深め、健康づくりや生きがいづくりをはかります。

福祉活動支援交付金事業

住民自らが地域のつながりを深め、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを行う活動に対し、行政区を単位として交付金を交付します。

ふれあいネットワークづくり (要援護者見守り事業)

支援が必要な高齢者等を、同意を得たネットワークメンバーが訪問活動や点灯確認による見守りを行うことで、安心して生活することができる地域づくりを行います。

災害見舞金交付事業

火災及び風水害等の自然災害の被害に遭われた方に対して、住民相互のたすけあいの趣旨に基づき見舞金を交付します。

子 どもの健やかな成長のために

おもちゃ図書館

子どもたちが大型遊具でのびのびと遊んだり、保護者同士が相談や情報交換を行える場として開設します。様々なイベントも合わせて実施します。



おもちゃ図書館で
流しそうめん

キッズスペース事業

絵本やおもちゃを常設し、いつでも子どもたちや保護者同士が気軽に交流できるスペースを施設内に設置しています。



◀塩川支所 ▲本所

ふ くしのまちづくりのために

車いす貸出事業

病気やケガなどにより一時的に車いすが必要な方に対し、無料で車いすを貸し出します。



福祉車両貸出事業

公共交通機関や介護タクシーを日常的に利用できない障がい者や高齢者の方の外出を支援するため、車いすごと同乗が可能な車両を無料で貸し出します。



備品貸出事業

住民団体等が地域で行う行事やイベントで使用するため、テントや炊き出し用の大釜、ガス炊飯器などの備品を無料で貸し出します。



福祉バス運行

本会が事務局を担う福祉団体等が行う事業や研修のため福祉バスを運行します。



す み慣れた地域で安心して暮らすために

生活支援支え合い会議（生活支援体制整備事業）

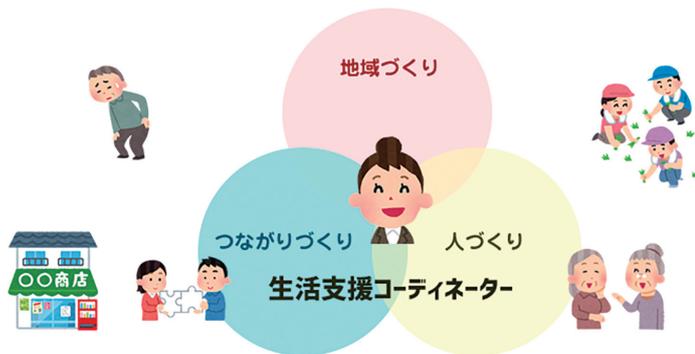
住民自らが地域のことを「わがこと」と考え、福祉へ参加することが求められており、地域住民同士による支え合い（助け合い）が必要になっています。

社協では市からの委託により第2層（主に小学校区単位）に生活支援コーディネーターを配置し、地域住民とともに自分たちのまちをどのような地域にしたいかなどを話し合う場である「生活支援支え合い会議」の設置に向けた取り組みを行っています。

みんなの知恵と力を合わせて
自分らしく暮らしていけるまちに。

生活支援コーディネーターって何をするの？

生活支援コーディネーターは、「生活支援支え合い会議」と協力しながら、自分たちの住む地域をより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげる調整役です。



福祉団体の支援

住民が主体となって取り組む地域の福祉活動を応援するため、福祉団体の事務局として様々な支援を行っています。主な福祉団体は次のとおりです。

- ◆ 民生児童委員連合会
- ◆ 老人クラブ連合会
- ◆ 手をつなぐ親の会連合会
- ◆ 身体障がい者福祉会
- ◆ 福島いのちの電話喜多方支部
- ◆ 瓜生岩子刀自顕彰会
- ◆ 遺族連合会
- ◆ 更生保護協議会

赤十字活動への支援

日本赤十字社は、住民の安全・健康及び福祉の保持、防災や罹災者の救護、献血事業等幅広い活動を行っています。

社協では、このような赤十字業務全般を支援するため、日本赤十字社福島県支部喜多方市地区の事務局を担っています。

- ◆ 赤十字奉仕団
- ◆ 日赤有功会



日本赤十字社キャラクター

地域や社会のためのボランティア活動を応援します

ボランティア活動は、地域や社会をより良くしていくことに役立つとともに、様々な方との出会いや感動と喜びを得ることができる活動です。

社協では、そのボランティア活動の普及・推進の拠点として「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアに関心のある方や活動してみたい方が、気軽にボランティア活動ができるようお手伝いをしています。

地域のボランティア団体と連携したボランティア事業のほか、様々な分野で必要とされるボランティアの養成・普及事業を行い、ボランティアの輪を広げるために様々な活動を展開しています。

ボランティアセンターの役割と機能

コーディネート

- ・ボランティア活動を希望する方と、ボランティアを必要とする方の橋渡しをします。

啓発活動

- ・ボランティアへのきっかけづくりのためのイベントや福祉に関する出張講座等を実施します。
- ・児童・生徒を対象に、ボランティアを通じた福祉教育を推進します。

講座・研修会の開催

- ・ボランティア活動を希望する方のための各種講座を開催し、ボランティアの育成を図ります。
- ・ボランティアのスキルアップのための研修会を開催します。



情報の収集・提供

- ・ボランティアに関する様々な情報を集め、必要な方々へ提供します。
- ・ホームページなどを活用し、様々な取り組みを地域へ発信します。

活動支援

- ・備品の貸し出しや活動場所の提供など、ボランティアに取り組む団体等を支援します。
- ・安心してボランティア活動に取り組むためのボランティア活動保険の窓口となります。

いざという時の備え ～災害ボランティアセンター～

災害ボランティアセンターは、災害が起こった時にその状況等により必要に応じて設置・運営されます。

災害ボランティアセンターでは様々な災害支援活動を円滑に行えるよう、ボランティアの協力を得ながらニーズの把握や派遣等の調整を行います。

社協では万が一の災害時に「災害ボランティアセンター」を設置し、迅速な対応を図ります。

災害ボランティアセンターでは、災害が起こったら次のような活動を行います。

- 被災地のニーズ把握
- ボランティアの受入れ
- ニーズと災害ボランティアのマッチング
- 被災地の生活支援活動
- 情報発信



平成25年熱塩温泉地区豪雨災害によるボランティアセンター

地域におけるボランティアの輪を広げます

児童・生徒のボランティア活動普及事業

市内の小中高校生が、家庭や地域社会に向けたボランティア活動の啓発を図ることを目的とし、その活動を行うための学校を「児童・生徒のボランティア活動普及事業校」として指定し、活動に要する経費に対し助成金を交付します。

福祉と介護の出張講座

福祉や介護に関することについて、本会の職員による出前講座を行います。

- 高齢者疑似体験
- 災害への備え
- ボランティア活動について
- 介護保険について
- 点字体験について
- …等々、ご要望にお応えします！



サマーショートボランティア

市内の小中高校生を対象に、夏休み期間を利用して、福祉施設での介護体験や、災害・防災体験、高齢者疑似体験などのボランティア活動を体験していただきます。



除雪ボランティア

高齢者等の負担軽減と、地域住民や学生のボランティア活動の体験の場として、高齢者世帯等の除雪作業を行うボランティア活動です。

児童・生徒の福祉作文集「ちいさなて」の発行

市内の小中学生を対象に、福祉全般をテーマとした作文を募集し、広く市民の皆さんに児童生徒の目線で見た地域福祉を伝えるため、児童・生徒の福祉作文集「ちいさなて」を発行しています。

福祉レクリエーションボランティア

健康維持や仲間づくりに楽しく取り組める福祉レクリエーションを地域に出向いて行うボランティアです。



傾聴ボランティア

市内の福祉施設等において、利用者の方々のお話しの耳を傾け、その方に寄り添う活動を行うボランティアです。

子育てボランティア

おもちゃ図書館やイベント時の託児スペース等での子どもの遊び相手や見守りなどを行うボランティアです。

朗読ボランティア（せきれいの会）



毎月、市の広報誌を音読してカセットテープに録音し、視覚障がい者へ郵送し情報の支援を行うボランティアです。

点訳ボランティア（eyeの会）

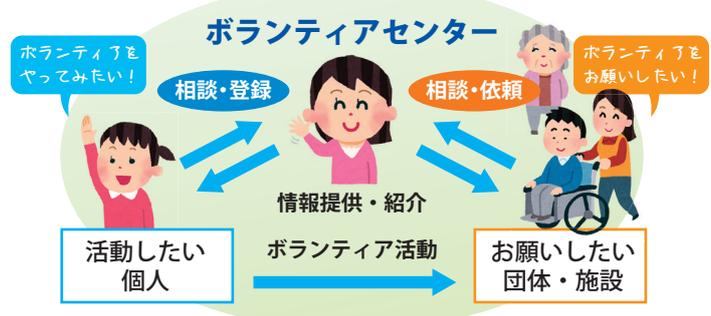
広報誌や新聞、図書等の点訳や、小中学校からの依頼で点字の授業を行い、点字を通した福祉教育に取り組むとともに、各種イベントで点字講座等を行うボランティアです。

福祉ボランティアに登録しませんか？ボランティアに手伝って欲しいことはありませんか？

ボランティアセンターでは、住民のみなさんの「ボランティア活動をしたい」と福祉施設や福祉団体の「ボランティアに来てほしい」をつなげています。

ボランティアをしてみたい方、ボランティアをお願いしたい施設等の皆様、登録をお待ちしています！

ボランティアセンターのしくみ



暮らしや地域の困りごとに対応し切れ目のない支援につながります

地域で生活していくうえで複雑に重なり合う問題は、「誰に相談してよいかわからない」「解決の糸口が見えない」ということがよくあります。社協では、多様な相談・支援機能と地域のネットワークを生かして、総合相談窓口を設置し、暮らしや地域の困りごとに対応します。

心配ごと相談事業

住民皆様の日常生活のあらゆる悩みや心配ごとに応じ、適切な助言や援助を行うため「心配ごと相談」の窓口を開設しています。相談内容は厳守といたしますが、場合によってはご本人の同意を得た上で他の相談機関や地域の民生・児童委員をご紹介しますことがあります。



生活サポートセンター

生活困窮者 自立支援事業

経済的な問題や就労に関する悩みなど、様々な不安や悩みを抱えながら生活されている方々の相談に応じています。

解決に向けては相談支援員が寄り添いながら、相談者の主体性を尊重し、各種制度を活用して安心で安定した暮らしに向けて支援します。

◆就労支援

ハローワークと連携し、仕事探しのお手伝いをします。

◆家計改善支援

相談の中で家計の「見える化」を図り、生活を見直すことで家計の改善方針を見出します。

◆認定就労訓練事業

今すぐには一般就労が難しい方などを対象に、就労訓練の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を目指します。

◆くらしの資金

貸付制度等を利用することにより、世帯の生活再建を図ります。

◆住居確保給付金

離職などにより経済的に困窮し、住まいを失うおそれのある方などに、家賃に相当する額を期限付きで支給します。

貸付相談事業

低所得者や障がい者、高齢者世帯等を対象に、必要な資金を貸付けし、生活の安定・維持を図ることを目的とした貸付制度です。

◆小口生活援助資金（市社協）

上限5万円までの小口資金の貸付制度 ●連帯保証人：要 ●民生委員の意見書：要

◆生活福祉資金（県社協）

【総合支援資金】失業等により、生活全般に課題を抱える世帯に対し、継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費及び一時的な貸付を行う資金

【福祉資金】低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者世帯に限る）に対し、貸付ける資金

【教育支援資金】低所得世帯に対し、就学等に必要経費として貸付ける資金

【不動産担保型生活資金】低所得の高齢者世帯に対し、不動産を担保として貸付ける資金

※資金の種類により、貸付対象者の要件や貸付限度額、必要書類等が異なります。

フードバンク事業

コープ東北サンネット事業連合との協定や市民の方々等から寄贈を受けた食料品を、生活困窮世帯やこども食堂等に対し無償で提供しています。



喜 多方市地域包括支援センター

喜多方市にお住まいの高齢者のみなさんの総合相談窓口です。
 保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士が連携を図りながら、住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしていただけるよう、様々な面から支援します。



通常の営業日 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く） 8時30分～17時15分
 ※通常の営業日以外でも、事前にご連絡をいただければご都合に合わせて対応も可能ですので、お気軽にご相談ください。

地域包括支援センターの「4つの役割」

総合相談支援

高齢者のみなさんのさまざまな相談に総合的に対応し、必要なサービスや制度を紹介するなどして、課題の解決に導きます。

権利擁護

成年後見制度の紹介や、高齢者虐待の防止・早期対応、消費者被害防止など、高齢者のみなさんが安心して生活できるように、その方が持つ尊厳や権利を守ります。

包括的・継続的マネジメント支援

保健・医療・介護等それぞれの分野とのネットワークを構築し、高齢者が暮らしやすい地域づくりや課題解決のための調整を行います。

介護予防マネジメント

要支援の認定を受けた方や支援や介護が必要になる可能性が高い方が、自立した生活が継続できるように介護予防を目的とした支援を行います。

あ んしんサポート事業（日常生活自立支援事業）

自分ひとりの判断で日常生活を過ごすのが不安な方を、地域で自立した生活が送れるように支援する事業です。

◆サービス内容

福祉サービスの利用をお手伝いします。

- ・福祉サービスについての情報提供やサービス利用のお手伝いをします。
- ・市役所やサービス事業所等からの書類の手続きのお手伝いをします。

日常的な金銭管理をお手伝いします。

- ・日常生活に必要な金銭の出し入れや公共料金の支払いのお手伝いをします。
- ・通帳や印鑑、大切な書類等をお預かりします。

◆利用できる方

日常生活上の判断に不安のある方で、施設や病院に入所、入院している方でも利用できます。

※本人との契約に基づきサービスが利用できる制度ですので、契約内容が理解できない方は利用できません。

利用料金

1回1時間 1,200円

※1時間を超えた場合30分毎に400円

生活支援員の交通費

1kmあたり25円

※生活保護世帯の利用料は無料です。

住み慣れた地域で自分らしい生活を支援します

日常生活を送るうえで介護やその他の支援が必要となっても、今まで暮らしてきた地域で生活し続けたいという願いをかなえるため、一人ひとりの希望に合わせた様々な在宅福祉サービスを提供しながら、その人らしい生活のお手伝いをします。

居宅介護支援事業（ケアプラン事業）

介護を必要とする方やご家族の相談窓口として、介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプランの作成や、介護保険認定の申請代行からサービスを利用するまでのサービス提供事業者との連絡調整をします。

■対象者

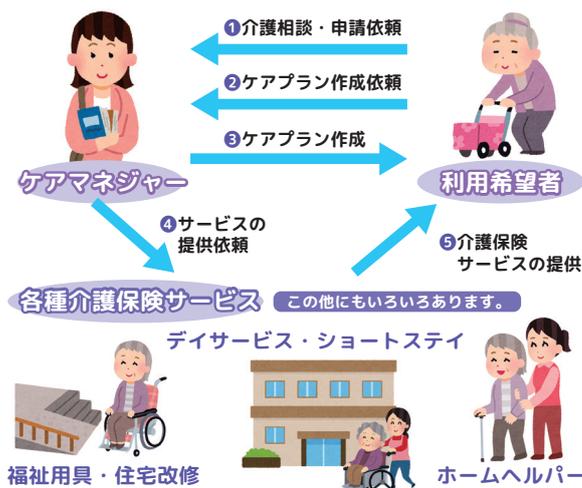
- ①介護保険の要介護認定（要介護1～5）を受けられた人
- ②介護保険の申請をされており、認定の結果がまだの人
- ③介護保険で要支援1・2の認定を受けられた人
- ④総合事業で事業対象者の認定を受けられた人（デイサービス・ホームヘルプ利用者に限る）
（③④は地域包括支援センターからの委託）

■利用料 原則無料です。

事業所

- 喜多方ケアプランセンター
- 塩川ケアプランセンター
- 山都ケアプランセンター

介護保険サービス利用の流れ（簡略版）



訪問介護事業（ホームヘルプ事業）

訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅を訪問し、身体介護や生活援助など日常生活のお手伝いをします。

■対象者

- ①介護保険の要支援、要介護の人
- ②総合事業の事業対象者の人（チェックリスト該当者）
- ③障がい福祉サービス受給者証を持っている人
- ④地域生活支援事業利用者証を持っている人

■利用料

- ①介護報酬の1割・所得に応じて2割・3割
- ②障がい福祉サービス及び地域生活支援は介護給付の1割（所得に応じて上限あり）

■その他

- ・いきいき在宅サービス
介護保険の対象とならない、介助等のサービス
（1時間 1,500円）

サービス内容

高齢者の場合	
身体介護	生活援助
<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の介助 ・食事の介助 ・入浴の介助 ・通院時の付き添いなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な調理 ・衣類の洗濯や補修 ・掃除 ・買い物代行など

障がい者・児の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス （上記と身体介護・生活援助と同じ） ・地域生活支援（移動支援） 社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出

事業所

- 喜多方ヘルパーセンター
- 山都・高郷ヘルパーセンター



食事介助



入浴介助



通院介助



着脱介助

通所介護事業（デイサービス事業）

サービス内容

高齢者や障がいのある方に、送迎、健康チェック、入浴、食事、レクリエーション、機能訓練などのサービスを提供します。

午前	午後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅へお迎え ・ 健康チェック ・ 入浴 ・ 個別プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食 ・ 体操 ・ レクリエーション ・ おやつ ・ 自宅へ送迎



■対象者

- ①介護保険の要支援、要介護の人
- ②総合事業の事業対象者の人（チェックリスト該当者）
- ③障がい福祉サービス受給者証を持っている人

■利用料

- ①介護報酬の1割・所得に応じて2割・3割と食費（1食600円）
- ②障がい福祉サービス及び地域生活支援は介護給付の1割（所得に応じて上限あり）と食費



事業所

- 中央デイサービスセンター
- 夢の森デイサービスセンター
- 塩川デイサービスセンター
- 山都デイサービスセンター「しゃくなげホーム」
- 高郷デイサービスセンター「かたくり荘」



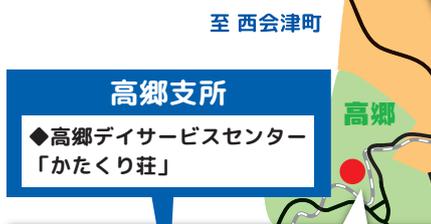
山都支所

- ◆山都ケアプランセンター
- ◆山都・高郷ヘルパーセンター
- ◆山都デイサービスセンター「しゃくなげホーム」



熱塩加納支所

- ◆夢の森デイサービスセンター



高郷支所

- ◆高郷デイサービスセンター「かたくり荘」



塩川支所

- ◆塩川ケアプランセンター
- ◆塩川デイサービスセンター



喜多方市社会福祉協議会

- ◆喜多方ケアプランセンター
- ◆喜多方ヘルパーセンター
- ◆中央デイサービスセンター



社協では、こんな事業も行っています！

指定管理施設の管理運営

市からの委託により、福祉施設の管理運営を行っています。

- 喜多方市総合福祉センター
- 熱塩加納保健福祉センター「夢の森」
- 塩川保健福祉センター「いきいきセンター」
- 山都過疎高齢者生活福祉センター「しゃくなげホーム」
- 高郷高齢者生活福祉センター「かたくり荘」
- 高齢者生産活動センター

児童館の運営支援

市からの委託により、児童館職員を配置し運営支援を行っています。

- 中央児童館
- 喜多方児童クラブ館
- 松山児童クラブ館
- 上三宮児童クラブ館
- 岩月児童クラブ館
- 関柴児童館
- 熊倉児童クラブ館
- 慶徳児童クラブ館
- 豊川児童クラブ館
- しきみ児童クラブ
- しきみ第二児童クラブ

その他の事業

- 家族介護者交流（リフレッシュ）事業 ※市委託
- 介護職員就労定着化事業 ※市委託
- 資源回収・リサイクル事業（入れ歯、アルミ缶、ペットボトルキャップ）

社協だよりの発行

社協が実施している地域福祉活動に対する市民のみなさんの理解と協力を得るため年4回「きたかた社協だより」を発行しています。



ホームページ・フェイスブックの開設

社協の事業や福祉情報等を広く周知するため、ホームページとフェイスブックを開設しています。

ホームページ <http://www.kitakata-shakyo.or.jp>



各種相談・お問い合わせ先

社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会（本所）

〒966-0043 喜多方市字上江3646番地1 喜多方市総合福祉センター内
Eメール info@kitakata-shakyo.or.jp

総務事業課

Tel 0241-23-7371 Fax 0241-23-3296
地域福祉課
Tel 0241-23-3231

熱塩加納支所

〒966-0104 喜多方市熱塩加納町米岡字下平乙609番地

Tel 0241-36-3112 Fax 0241-36-2776

塩川支所

〒969-3521 喜多方市塩川町字身神300番地1

Tel 0241-27-3948 Fax 0241-27-3948

山都支所

〒969-4139 喜多方市山都町字北松ノ前3144番地

Tel 0241-38-3100 Fax 0241-38-3137

高郷支所

〒969-4303 喜多方市高郷町揚津字袖山甲3067番地3

Tel 0241-44-7111 Fax 0241-44-7112